

子どもを守る独立機関、設置を

株式会社日本総合研究所
調査部上席主任研究員 池本 美香

先月、こども基本法とこども家庭庁設置法が成立した。こども基本法は、子ども政策の基本理念を定めたもので、子どもの権利条約にのっとりことや、子どもの最善の利益が優先して考慮されることなどがうたわれている。こども家庭庁は、そうした子ども政策の司令塔として、来年4月、内閣府の外局の首相直属組織という位置付けで設置される。

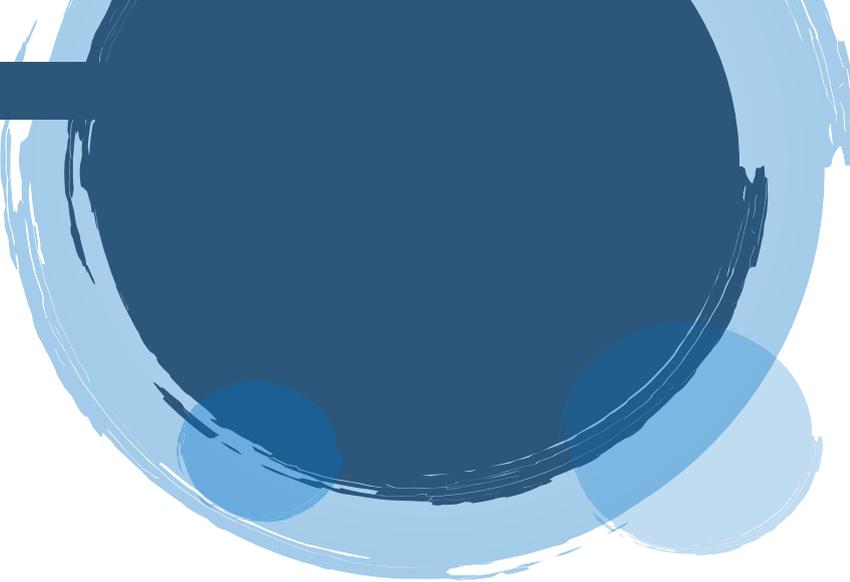
子どもの権利条約は、1989年に国連総会で採択され、わが国は94年に批准した。条約批准当初から、子どもの権利に関する包括的な法律や、子どもに関わる政策を調整する行政組織が必要だという声があった。ようやく基本法が制定され、あらゆる分野で子どもの権利条約にのっとりすることが明確化されるとともに、子どもの問題を専門的に扱う行政組織が創設された意義は大きい。

もっとも、基本法の理念が実際の政策に直ちに反映されるとは限らない。政府は「こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案」「誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援」を掲げるが、そのためには当事者の声を聴くこと、とりわけ声を上げにくい厳しい状況にある子どもの状況を把握することが不可欠だ。そこで、こども基本法に「子どもコミッショナー」の設置を盛り込むことが議論されたものの、実現には至らなかった。

子どもコミッショナーとは、子どもの権利条約の実施を促進し、監視する、政府から独立した公的機関である。国連子どもの権利委員会は、子どもは大人に比べて権利侵害を受けやすく、救済機関へのアクセスも難しいため、子どもコミッショナーが「すべての国に必要な」としている。ユニセフの調査では70カ国以上にあり、ヨーロッパでは97年にネットワーク組織が結成されている。

政府は国連子どもの権利委員会に対して、日本には人権擁護委員制度があり、その中で子どもの人権専門委員を指名しているので十分だと主張してきた。人権擁護委員制度とは、一般市民から法務大臣によって委嘱された人権擁護委員が、ボランティアの立場で人権相談などの活動を行う1948年創設の制度だ。子どもの人権専門委員経験者からは、予算もスタッフも調査権限もなく、その存在も子どもや保護者に知られていないという問題が指摘されていた。そして子どもの人権専門委員は2008年に廃止された。

海外の子どもコミッショナーは、調査などに必要な予算とスタッフを持ち、文書や施設等にアクセスする権限が与えられている。子どもからの訴えを受け付けるだけでなく、テーマを自由に決めて調査や政策提言を行う。施設で暮らす子どもに会いに行き、施設内での性被害の実態が明らかになり、子どもと接する職員の犯罪歴チェックの義務化につなげた例や、いじめについて子どもの声を集め、対策が強化された例もある。議会での報告、メディアでの発言など、子どもの代弁者、子どもの味方として市民にも知られている。



政策提言活動に加え、子どもの権利条約の周知にも力を入れており、子どもや大人向けに資料を作成したり、教員などの研修に出向いたりする。子どもたちのための活動を行う民間の国際援助団体「セーブ・ザ・チルドレン」が昨年実施した調査では、わが国では子どもの権利について「よく知っている」「少し知っている」と答えた子どもが34%にとどまる。こうした状況では、権利が侵害されていても、子どもがそれに気づき、声を上げることはできない。

政府は子どもコミッショナーを設置しないと決めたわけではない。わが国にも設置されれば、子どもの権利の周知が進み、厳しい状況に置かれている子どもの実態が明らかになり、子どもや子育て当事者の視点に立った政策立案に大きな力となる。子どもコミッショナーの設置は、政府が子ども政策を強力に進める覚悟があるのかを問う試金石であり、子ども政策推進の本丸である。こども基本法制定とこども家庭庁創設だけで安心してはいけない。

信濃毎日新聞 2022年7月31日付「多思彩々」に掲載されたものをもとに作成